

日本海損精算人協会会則

制定・1957年12月17日

改訂・1961年10月20日、1968年10月25日
1974年10月28日、1980年10月13日
1983年10月27日、1998年10月22日
2016年10月27日、2018年10月25日

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本海損精算人協会と称する（英文では Association of Average Adjusters of Japan とする）。
- 第2条 本会は事務所を東京都に置く。
- 第3条 本会は、海損精算に関する原則を究明して、日本における実務取扱いを統一し、もって、海損精算業務の向上、発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。
1. 実務規定の制定
 2. 会報の発行

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は、次の4種とする。
- 名誉会員、正会員、賛助会員及び準会員
1. 名誉会員は、学識経験者であって理事会の決議を経て、本会の推薦を受けた者。
 2. 正会員は、日本において現に海損精算を業とする者。

3. 賛助会員は、本会の事業に特に協力する者で、日本において損害保険業、海運業又はこれに関連する事業を営む者。

4. 準会員は、会員の紹介により理事会の承認を得た者。
正会員又は賛助会員が法人の場合は、代表者を定め会長に届出るものとする。

新たに正会員になろうとする者は、その旨を書面をもって会長に申出で、理事会の審査承認を受けることを要する。

第6条 会費は、年額で次の通りとする。

- | | |
|------------|----------|
| 1. 正 会 員 | 300,000円 |
| 2. 賛 助 会 員 | 30,000円 |
| 3. 準 会 員 | 3,000円 |

会費は、1年分を前払いするものとし、1年の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

1. 死 亡（法人の場合は解散）
2. 退 会
3. 除 名

第8条 会員が退会しようとするときは、書面をもって会長に届出を要する。

第9条 会員が共同海損精算を行う際には、その委嘱者のいかに問わず、共同の航海団体を構成するすべての利害関係者に対して公正に対応すべく、中立に、また独立した立場でそ

の職務を遂行する。

会員が本会の目的に違反し、又は本会の対面を著しく傷つけたときは、総会の決議を経て、これを除名することができる。

第3章 役員

第10条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、理事若干名、監事1名

役員は、すべて無給とする。

第11条 会長は、定時総会に出席した正会員及び賛助会員の決議により選任し、任期は次の定時総会終了の時までとする。

但し、再選を妨げない。

会長は本会を代表し、理事会の決議により会務を統理する。会長が任期の途中において、死亡又は病気その他の理由により会務の執行ができないときは、理事会の決議により、理事中から会長代行を選出する。会長代行の任期は、次の定時総会終了の時までとする。

第12条 理事は、正会員をもってこれに当てる。但し、正会員が法人の場合は、その代表者をこれに当てる。

理事は理事会を組織し、会則の定めるところに従い会務を処理する。

会長及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第13条 監事は、賛助会員が推薦する候補者の中から定時総会において選出し、任期は次の定時総会終了の時までとする。

但し、再選を妨げない。

監事は本会の会計及び会務の執行を監査する。

監事が任期の中途において、死亡又は病気その他の理由により辞任したときは、その所属賛助会員の推薦する者を監事とし、その任期は次の定時総会終了の時までとする。

第4章 総 会

第14条 定時総会は、年1回とし、毎年10月の第4木曜日に開催することとし、会長がこれを招集する。但し、事情により会長は開催日を変更することができる。

会長は、総会の議案、開催の日時及び場所を会日の2週間前までに書面をもって全会員に通知する。但し、実務規定の制定又は改廃を議案とする場合は、規定の原案を添えて、会日の30日前までに通知する。

第15条 臨時総会は、理事会からの請求をもって、会長がこれを招集する。

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故があるときは理事の互選により議長を定める。

第17条 総会の決議は、出席の正会員及び賛助会員の過半数をもって行い、賛否同数のときは、議長がこれを決する。

第18条 正会員及び賛助会員の議決権は、各自1個とする。

準会員は、議決権を有しない。

第19条 定時総会の議事は、次の順序によりこれを行う。

1. 入会又は退会者の報告
2. 前期の会計報告
3. 会長の演説
4. 実務規定案の諮問
5. 議案の審議
6. 会長及び監事の選挙

第20条 臨時総会の議事進行の順序は、その都度、会長がこれを定める。

第5章 実務規定

第21条 実務規定の制定及び改廃は、理事会において原案を作成し、総会に諮問して会員の意見を徴した上、決定するものとし、決定の上は、遅滞なく全会員に報告する。

第22条 実務規定の制定又は改廃を希望する正会員又は賛助会員は、草案に理由を付し、理事会に提出することを要する。
理事会は、その内容を審議して採否を決する。

第23条 新たに制定された実務規定は、総会に諮問後1年間試行した後、理事会で採否を決し、これを総会に報告するものとする。

第6章 会 報

第24条 会報は、定時総会終了後なるべく速やかに発行し、緊急を要する事項については、臨時会報を発行する。

第25条 会報は、総会の議事録、会員又は役員の異動、その他会員の参考となるべき事項を掲載する。

第26条 会報は無料で全会員に配布する。

第7章 会 計

第27条 本会の会計年度は、毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

第28条 毎会計年度における決算は、理事会の承認を得た上、監事の監査を経て、これを定時総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第8章 付 則

第29条 本会に事務局を置き、会務を処理する。

第30条 本会則は、総会の決議により変更することができる。

第31条 本会の解散は、総会の決議による。

解散の場合における本会の財産は、総会の決議により処分する。